書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
代表清算人　横前　忠幸
１　決定年月日　令和７年10月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所飯田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００６号
横浜市西区浜松町10番３号
清算株式会社　株式会社横浜フキ
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2461番地７
清算株式会社　株式会社小板橋宝飾
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
愛知県安城市篠目町３丁目23番地４
清算株式会社　株式会社サンローレン
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２６号
大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
代表清算人　長石倉　豪
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和７年９月16日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の15.25％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１カ月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２４号
東京都港区六本木７丁目15番７号
再生債務者　株式会社オルツ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式36,284,700株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資をした日
なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する
３　減少する資本金の額　資本金24,054,500円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資をした日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき金１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から３か月以内で再生債務者が別途指定する日
８　増加する資本金の額　金１円
９　増加する資本準備金の額　金０円
令和７年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始